

地域介護予防活動（通いの場）の登録方法について

1. 地域介護予防活動（通いの場）とは

品川区では、高齢者の方々をはじめとした住民主体で自主的に活動するグループが行う、介護予防や健康づくり等を目的とした活動を「地域介護予防活動（通いの場）」と定め、グループが実施する地域介護予防活動を支援するために、登録制度を設けています。



2. 登録できるグループの基準

地域介護予防活動（通いの場）に登録できるグループは、下記の基準に該当するグループです。

- (1) 原則半数以上が品川区内に在住・在勤で自主的に運営されているグループ
- (2) 5人以上のグループで、半数以上が概ね60歳以上である（※1）
- (3) グループ活動において介護予防、健康づくり等を目的とした活動を月1回以上実施する（※2）

※1…人数については、グループの実情に応じて複数名であれば、運営費助成を除く支援の対象となる場合があります。

※2…概ね月1回以上の定期的な活動を行っている団体については、運営費助成を除く支援の対象となる場合があります。

3. 登録申請の方法

「地域介護予防活動登録申請書」に必要事項を記入の上、高齢者地域支援課までご提出ください。

提出先

窓口：品川区役所 本庁舎3階 高齢者地域支援課

郵送：〒140-8715 品川区広町2-1-36 高齢者地域支援課 宛

FAX：5742-6882 （高齢者地域支援課 宛）

4. 支援内容

(1) リハビリテーション専門職による活動継続の支援

リハビリテーション専門職である品川区介護予防による地域づくり推進員（以下、地域づくり推進員）が、グループの希望に応じて活動場所に訪問し、定期的な活動支援を行います。継続支援の内容は下記のとおりです。

①品川区介護予防『出張！シリーズ』

介護予防に関する各種講座（品川区介護予防体操講座、体力測定会、フレイル予防講座、認知機能活性化講座）を地域づくり推進員が講師となり、各グループの活動場所にて実施します。希望するグループは、別途申込書を高齢者地域支援課までご提出ください。1グループにつき年間4回まで利用できます。

②地区別フレイル予防講演会

地域介護予防活動に登録いただいたグループを対象に、地域づくり推進員を講師としたフレイル予防講演会を実施します。5地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）に分けた各地区で年1回程度行い、近隣で活動するグループ同士の交流も図ります。詳細については、登録いただいたグループに別途案内を送付します。

③その他

フレイル予防に関する情報提供や、地域介護予防活動に関する各種相談についてお伺いし、必要な支援や情報提供を行います。



普段行っている体操の進め方はこれでいい？
体操がマンネリになってきてしまってる…等

(2) 運営費の助成（※新規グループのみ）

品川区地域介護予防活動助成金交付要綱に基づき、新規で地域介護予防活動（通いの場）を実施するグループに対して、一年間に限り運営費の一部を助成します。詳細は、別紙「運営費助成制度申請手続きの流れ」をご確認ください。

【登録受付・問い合わせ先】

品川区高齢者地域支援課 介護予防推進係（品川区役所 本庁舎 3階）
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 電話：5742-6733
FAX：5742-6882